

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：令和3年10月20日（水）

担当課：環境施設農政部 みどり公園課

件 名：大和市都市公園条例の一部改正について

提出理由：引地台温水プールの供用時間を変更するため、大和市都市公園条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・引地台温水プール（以下「プール」という。）は、「大和市都市公園条例」（以下「条例」という。）に位置付けられている公の施設である。
- ・プールは、コロナ禍にあって、その利用形態上、マスク着用が難しいことや、感染拡大の状況に応じて柔軟に施設を開け閉めすることが難しいことから、条例改正を行い、令和3年度の1年間、施設の供用を停止している。
- ・こうした中、全国的にワクチン接種が進んでおり、本市においても10月末には、希望する市民のほとんどが2回の接種を完了できるものと見込まれている。

2. プール運営の考え方について

- ・ワクチン接種がおおむね完了する見込みであることを踏まえ、令和4年度からプールを再開する。
- ・しかしながら、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の収束にはまだしばらく時間を要すると見込まれていることや、利用にあたりマスクを着用できない施設であることを踏まえ、再開にあたっては、一部、利用制限を設けることとする。
- ・具体的には、当分の間、プールの供用時間を短縮するとともに、入場者数について指定管理者と協議を行う。

3. 利用制限の内容について

- ・プールの供用時間については、これまでの利用状況等を踏まえ、利用者への影響が少ない18時以降を中止する。

【現在】

期 間	供用時間
1/ 4～12/28 (夏季を除く)	10 時 00 分～20 時 00 分
7/20～ 8/31 (夏季)	9 時 30 分～20 時 00 分



【令和4年4月1日～（当分の間）】

期 間	供用時間
1/ 4～12/28 (夏季を除く)	10 時 00 分～ <u>18 時 00 分</u>
7/20～ 8/31 (夏季)	9 時 30 分～ <u>18 時 00 分</u>

※下線部が変更点

- ・なお、入場者数については、新型コロナの感染状況を勘案しながら、随時、指定管理者と協議を行う。

4. 条例改正について

- ・プールの供用時間を変更するため、条例改正を行うが、今回はコロナ禍における暫定的な対応であることから、附則において、当分の間、供用時間を変更する旨を定める。
- ・附則の廃止等については、新型コロナの感染状況等を踏まえ、適宜、判断していく。

経 過

R3. 4～ プールの供用停止（1年間）

今後の予定

- R3. 11 環境審議会での意見聴取
- R3. 12 議案提出
- R4. 4 改正条例の施行
プールの再開（時間短縮等）